

定点観測項目

項 目		同友会のこれまでの行動（提言等）	世の中の動き	評価
①労働力活用				
ア. 若年		『若者が自立できる日本へ』 企業そして学校・家庭・地域に何ができるのか (2003 年 4 月・教育委員会) ＜教育の目指すべき方向性＞ ・ 社会人としての力を持ち、自分にとっての成功を追い求められる「自立した個人」を育成する ・ 豊かな教養を身につけさせ、その上に専門能力を積み重ねる教育を目指す ・ 自分にあった教育やキャリアを選択でき、かつ就業と教育を出入り自由にする ・ 子どもの教育に重要な影響を持つ「教員」と「親」のレベルアップを図る ① 教育システムの提言 ・ 高校卒業までに社会人としての力を身につけさせる ・ 大学では基盤となる教養教育を重視 ・ 大学を入学試験重視から卒業試験重視に ・ 初等・中等教育を多様化・複線化し、選択可能とする ・ 学校を開かれた競争社会にし、教員の質の向上を図る ② 企業が取り組む具体策の提言 ・ 就業観を育てる機会の提供 ・ 高等教育機関への講師派遣型寄附講座の拡大 ・ 求める人材の能力や学校に期待する教育内容を明確に発信する ・ 学卒未就業者への採用門戸の開放 ・ 大学等への学び直し支援 ・ 教員の社会体験研修の積極的受け入れ ・ ファミリーフレンドリーな企業の構築 『労働市場の改革を目指して』 —直ちに着手すべき施策に関する意見書— (2000 年 6 月・雇用問題委員会) ○就業意欲を高める方策 ①学校教育においては、ビジネスに直結した分野を強化・充実 ②インターンシップについては一層の拡大 ③企業サイドにおいても若年層の就業意欲を高めるような、雇用・人事制度を作る努力が必要	若者自立・挑戦戦略会議設置（2003 年 4 月） 若者自立・挑戦プラン（2003 年 6 月） ・ 教育段階から職場定着に至るキャリア形成及び就職支援 ・ 若年労働市場の整備 ・ 若年者の能力向上／就業選択肢の拡大 ・ 若者者の就業機会創出 ・ ジョブカフェの整備 若者の自立・挑戦のためのアクションプラン (2004 年 12 月) ・ 学校段階からのキャリア教育 ・ フリーター・無業者に対する働く意欲の涵養、向上等 ・ 成長分野を支える人材育成の推進 ・ 企業内人材投資の促進 ・ 草の根 e ラーニングシステムの導入 ・ 国民各層が一体で取り組む国民運動の推進 ・ ジョブカフェ、日本版デュアルシステムの推進等 若者の包括的な自立支援方策に関する検討会（内閣府） 最終報告（2005 年 6 月） ・ 若者を個人ベースで包括的・継続的に支援する体制の整備 若者の人間力を高めるための国民会議（経済界、労働界、教育界などで構成）が国民宣言発表（2005 年 9 月） ・ 若者が生きる自信を持ち、能力を高め、いきいきと活躍できる社会を目指す 「多様な機会のある社会」推進会議（略称・再チャレンジ推進会議）設置（2006 年 3 月） ・ 事業に失敗した人の再起業、受験に失敗した人の再勉強・資格取得、ニートやフリーターの就職、出産した女性の再就職、リストラや病気で失職した人の社会復帰など検討（2006 年 5 月中間とりまとめ予定）	総合的評価 ○省庁横断的な「若者自立・挑戦戦略会議」を設置し、アクションプランを作成、予算を手当てし、対策が動き出したことは評価できる。 △PDCAサイクルを導入し、政策の選択と集中を行い、更なる政策の推進を促すべき。また、政策の取り組み状況について、もっと広くアピールすべき。 学校教育（新たなニート出現を防ぐために） ○経済界と連携したキャリア教育の強化は期待できる。 △産学連携により、教師自身が社会の動きに取り残されないよう、教師への対策も合わせて必要。 就業訓練（現在のニートへの対策） △ニートの数は足元減少しているものの、求職中の若者に対する就業訓練をもっと充実させるべき（欧州の事例を参考に）。 企業の若年者採用拡大 ○ジョブカフェの普及など、官民が協力して若者に情報を提供する仕組みは効果が期待できる。 △若年層の失業率は足元の景気回復を受けて改善しているものの、依然として高水準。経営者の問題意識はあるが、構造的な雇用のミスマッチは解消されたとは言えない状況。

項 目		同友会のこれまでの行動（提言等）	世の中の動き	評価
イ. 女性・高齢者		『労働市場の改革を目指して』 — 直ちに着手すべき施策に関する意見書 — (2000 年 6 月・雇用問題委員会) 1. 中長期的視点からの労働市場改革 - 企業と個人の双方が多様な雇用・就労形態を選択できるようにしていく必要があり、各種労働法令や年金・税制などの各種諸制度の見直しが極めて重要となる。それは今後、女性や高齢者の雇用機会を拡大し、活用を進めるという視点からも必要な取り組みである。 2. ワークシェアリングのあるべき姿の検討 - オランダのように、パートタイム労働者にフルタイム労働者と同等の雇用条件を保証したことにより、それまで働いていなかった女性や高齢者などの層を、パートタイムという形で労働市場に取り組んだ結果、失業率も低下するという好循環が生じている例もある。 - 雇用形態の多様化により、現在働いていない個人が容易に労働参加できるようにするための施策と位置づけるべきである。 3. 雇用延長への前向きな取り組み - 雇用延長については、企業としても、また社会全体にとっても、前向きに取り組むべき課題である。 - ただし、雇用延長の進め方については各企業において各々判断して取り組むべき。	男女共同参画社会基本法（1999 年 6 月） 【基本理念】 - 男女の人権の尊重 - 社会における制度又は慣行についての配慮 - 政策等の立案及び決定への共同参画 - 家庭生活における活動と他の活動の両立 - 国際的協調 男女共同参画基本計画（2000 年 12 月） 【重点目標】 - 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 - 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革 - 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 - 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援 - 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備 内閣府に男女共同参画会議設置（2001 年 1 月） 少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画（子ども子育て応援プラン）（2004 年 12 月） - 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し 男女共同参画基本計画（第 2 次）（2005 年 12 月） 12 の重点分野を掲げ、2020 年までを見通した施策の目標と基本的方向、及び 2010 年度末までに実施する具体的施策の内容を提示 高齢者の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（2004 年 12 月一部施行、2006 年 4 月本格施行） - 定年の定めをしている事業主は、雇用する高年齢者の 65 歳までの安定した雇用を確保するため、 ① 定年の引き上げ ② 継続雇用制度の導入 ③ 定年の定め廃止 のいずれかの措置を講じなければならない - 解雇等による高年齢離職予定者に対する求職支援書の作成・交付の義務化	女性の雇用 ○内閣府に男女共同参画会議が設置され、省庁横断的に取り組んでいる点は評価できる。また、男女共同参画という言葉も一般的に浸透してきており、国民の意識は徐々に変化しつつあると言える。 △しかし、実態として企業における女性の雇用環境は、欧米各国に比べるとまだまだ硬直的であり、多様な働き方を選択できると言うには、満足できる状況ではない。 高齢者の雇用 ○以前は一般的に、60 歳定年が定着していたが、年金受給開始年齢の引き上げにリンクして雇用を延長する取り組みを始めたのは、評価できる。 △一方で、意欲と能力のある人材を年齢に関わりなく雇用する「エイジフリー」の実現には、各種労働法令や年金・税制、年功序列賃金の雇用慣行など、ハードルは高い。
	ウ. 外国人労働者	『個人の生活視点から少子化問題を考える』 世代別価値観を踏まえた少子化対策提言 (2005 年 3 月・人口減少社会を考える委員会) - 外国人労働者の受け入れのためには、議論を通じて総意を形成すること、子どもの教育を含めた住環境整備など現実的なインフラ整備をしていくことが先決 『多様を活かす、多様に生きる』 — 新たな需要創造への企業の取り組み — (2004 年 2 月・需要創造委員会) - 女性・高齢者や外国人を活用できる制度へのいち早い変革が全ての企業にとって急務	経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針 (1999 年 7 月) - 専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れを積極的に進める - 外国人労働者を受け入れる範囲については、今後も日本経済社会の状況変化に対応して見直していくことが必要 第 3 次出入国管理基本計画（2005 年 3 月） - 専門的・技術的分野における外国人労働者の受入れの推進 - 専門的・技術的分野とは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについては、受入れによる正負両面の効果を検証しつつ検討	

項 目	同友会のこれまでの行動（提言等）	世の中の動き	評価
②教育の再建	提言・意見書 同友会では 1990 年以降だけでも、教育制度、高等教育、初等中等教育、生涯学習、理科教育、企業の役割、若者の自立など様々な教育に関する提言を行ってきている。 近年の主な提言、意見書は以下のとおり。 『教育基本法改正に関する意見書』（2002 年 12 月・教育基本法を考える会） ・「次代を生きる日本人」の育成 ・「社会をつくる個人」の育成 ・教育システムの再構築 『教育の「現場力」強化に向けて』（2005 年 10 月・教育問題委員会） ・ステークホルダー間のネットワークの構築 ・学校における目標の定着、目標の連鎖の確立 ・評価を活かした教師の意欲と能力の向上 ・国から地方への財源・権限移譲 ・学校の C E O である校長の責任・権限の強化 『若者が自立できる日本へ』（2003 年 4 月・教育委員会） ・初等・中等教育の多様化・複線化 ・高校卒業時まで「自立した個人」を育成 ・大学における教養教育の重視 ・大学を入学試験重視から卒業試験重視へ ・教員の質の向上 『学校と企業の一層の相互交流を目指して』（2001 年 4 月・教育委員会） ・社会人や企業による学校との積極的な交流 ・教育現場の環境整備 ・教師の指導力向上に資する仕組みの構築 ＜同友会としての行動計画＞ ・学校と企業・経営者の交流の仲介 ・交流活動の参考情報の提供 ・交流活動活発化に向けての各界への呼びかけ	1. 教育制度全般 教育基本法 政府・与党改正案（2006 年 4 月国会提出） ・前文に「公共の精神」や「伝統の継承」を明記 ・教育の目標として、「我が国と郷土を愛する態度」や「公共の精神に基づき社会発展に寄与する態度」を養うこと、等を明記 ・「生涯学習」「私立学校」「家庭教育」等に関する条文を追加 ・義務教育期間を「9 年」とする規定を削除 ・教育振興基本計画の策定 2. 初等中等教育 〔これまでに実行に移されてきている施策〕 ① 学力の向上 ・学習指導要領の「基準性」の明確化と習熟度別指導 ・全国的な学力調査の実施と教育課程の見直し ・「総合的な学習の時間」の創設、体験学習の推進 ② 豊かな人間性の育成 ・道徳教育の充実、奉仕・体験活動の推進 ・勤労観・職業観の醸成、キャリア教育の推進 ③ 信頼される学校・特色ある学校づくり ・小・中学校選択の自由拡大、高校の学区制自由化 ・高等学校教育の多様化（中高一貫教育等） ・保護者・地域住民等の学校運営への参画 ・学校評価の実施と情報提供の推進 ・指導力不足教員への対応、免許更新制導入の検討 ・教員の実績評価と処遇等への反映 ・社会人講師の活用、民間人校長の登用 「義務教育の構造改革」答申（2005 年 10 月） ・義務教育の使命の明確化と制度の弾力化 ・確かな学力の向上 ・幼児期からの「人間力」の向上 ・特別支援教育の推進 ・教育委員会制度の改革 ・国と地方の役割の改革 ・確固とした教育条件の整備	1. 教育制度全般 △ 教育基本法については制定から 60 年近く経過しており、その間の社会変化に対応すべく、見直すのが望ましい。法改正にあたっては、国民の理解が得られるよう国会で十分に審議するとともに、教育振興基本計画の策定・実施等を通じて、教育現場の改革を行う必要がある。 2. 初等中等教育 ① 学力の向上 △ 「個」に応じた指導への転換が図られるとともに、学習意欲向上、個性・能力の伸長といった施策も実行に移されている。ただし現段階では先進的事例に留まっているものも多く、更なる浸透が望まれる。 ② 豊かな人間性の育成 △ 学校においては道徳教育やキャリア教育の推進が図られてきているものの、規律、責任感、忍耐力といった社会人に必要な能力の観点に欠けている。良き教育を施すためには家庭や地域における教育の回復が必要であり、親対策を含んだ対応を示す必要がある。 ③ 信頼される学校づくり △ 数多くの施策が実行に移されてきているものの、先進的事例に留まっているものも多く、現場への定着という観点では不十分と言える。

項 目	同友会のこれまでの行動（提言等）	世の中の動き	評価
	『「学働遊合」のすすめ』 (1997 年 3 月・教育委員会) ・ 人生 18 歳確定説・年齢輪切り主義からの脱却 ・ 新しい理念「学働遊合」の提唱 ・ 時代の変化の予兆を社会に伝える ・ 企業内での能力主義の徹底 ・ 企業内にある「年齢輪切り主義」をなくす ・ 高等教育機関と企業との出入りを容易にする ・ 地域・家庭の教育に企業人が参加しやすくする ・ 企業と学校・地域・家庭の協力強化 <u>実践行動</u> 2001 年の提言（『学校と企業の一層の相互交流を目指して』）を受けて、初等中等教育機関を対象に、「学校と企業・経営者の交流活動」を積極的に実践してきている。 ① 生徒への出張授業 ➤ 活動実績 2001 年度： 94 名 2002 年度： 66 名 2003 年度： 91 名 2004 年度： 127 名 注）経営者の参加延べ人数ベース ➤ テーマ ・ 進路・職業観について ・ 生き方、夢や目標について ・ 社会の変化、世界の動きについて ② P T A・教員への講演会・交流会等 ➤ 活動実績 2001 年度： 55 名 2002 年度： 37 名 2003 年度： 52 名 2004 年度： 54 名 注）経営者の参加延べ人数ベース ➤ テーマ ・ これからの社会が求める人材像 ・ 学校教育に望むこと ・ これからの学校経営のあり方	3. <u>高等教育</u> [これまでに実行に移されてきている施策] ① 高等教育の質の保証と向上のための制度改革 ・ 国立大学の独立行政法人化 ・ 大学設置認可制度の弾力化 ・ 自己点検・評価、第三者評価制度の導入 ・ 教員の流動化(任期制の導入、公募制の推進) ・ 責任ある授業運営と厳格な成績評価 ・ カリキュラム編成の弾力化 ② 研究面での国際競争力の向上 ・ 大学院の量的整備、大学院制度の弾力化 ・ 専門職大学院制度の導入、社会人再教育の推進 ・ 卓越した研究教育拠点としての大学院の重点整備 ・ 産官学連携強化（コーディネーター配置等） 「我が国の高等教育の将来像」答申（2005 年 1 月） ・ 人材養成に関する社会(産業界等)ニーズへの対応 ・ 入学者選抜・教育課程の改善、「出口管理」の強化 ・ 教養教育や専門教育等の総合的な充実 ・ 世界トップクラスの大学院の形成 ・ 支援の拡充（公財政支出の拡充、民間資金の導入） 「新時代の大学教育」答申（2005 年 7 月） ・ 大学院教育の実質化 ・ 国際的な通用性，信頼性の向上 ・ 大学院における体系的かつ集中的な取組計画の策定 4. <u>生涯教育</u> 「今後の生涯学習の振興方策について」中央教育審議会経過報告（2005 年 7 月） ① 生涯学習を振興していく上で今後重視すべき観点 ・ 国民全体の人間力の向上 ・ 生涯学習における新しい「公共」の視点の重視 ・ 人の成長段階ごとの政策の重点化 ・ 学習ニーズを活かした多様な学習の展開等 ・ I T の活用 ② 今後重点的に取り組むべき分野 ・ 職業能力の向上 ・ 家庭教育への支援 ・ 地域の教育力の向上 ・ 健康対策等高齢者への対応 ・ 地域課題の解決	3. <u>高等教育</u> ① 教育の質の保証と向上 ○ 独立行政法人化、評価制度の導入など競争原理を働かせたインフラ面での改革については着実な進展を見せている。 △ 一方、教養教育の重視、「出口管理」の強化といった「教育の質の保証」という観点については、将来的な課題としては挙げられてきているものの、現段階では具体的な動きは出てきていない。 ② 研究面での国際競争力の向上 ○ 大学院の量的整備については、社会人の受け入れを含めて着実な進展を見せている。また、質的な整備においても、専門職大学院の創設や研究拠点の整備など改革が図られている。 △ 国際競争力という観点では、知的財産本部整備事業、産官学連携支援事業など、予算を伴った強化が図られつつあるが、更なる産官学連携の強化ならびに大学への資金支援の拡充が必要と考えられる。 4. <u>生涯教育</u> ○ 国、地方公共団体における生涯学習推進体制の整備については、担当部署の設置や振興計画の策定など、一定程度の進展が見られる。 ○ 社会人を対象としたリカレント教育の推進、ボランティア活動の推進など従来の重点分野については一定程度の進展を見せている。 △ その一方で、職業能力の向上、家庭教育への支援、地域の教育力の向上といった今後の重点分野については、一部進展が見られるものの、十分とはいえない状況。

項 目		同友会のこれまでの行動（提言等）	世の中の動き	評価
③行政・公的部門改革				
ア．民・官の役割分担		『政策金融改革の今後の進め方について』（2005 年 10 月・政策金融改革 P T） ・信用保証および利子補給を行う機関を新設 ・公営企業金融公庫：共同起債機関として再構築 『開かれた公務員制度の構築を』（2005 年 5 月・公務員制度改革委員会） ・中央政府の業務見直し →地方分権、アウトソーシング、市場化テストなど 『活力ある経済社会に向けた財政健全化の道筋』一歳出歳入構造の抜本改革と財政健全化法（仮称）の制定－（2005 年 4 月・行財政改革委員会） ・特殊法人等の民営化 道路公団関連 『道路関係四公団の民営化会社に関する意見』（2003 年 12 月・道路公団改革に関する PT） 『道路四公団改革は「民営化推進委員会意見書」に基づき決定を』（2005 年 2 月・道路公団改革に関する PT） ・委員会等設置会社方式、社外取締役導入 郵政民営化関連 『郵貯改革についての提言』（2001 年 9 月・郵貯改革委員会） 『郵政民営化基本方針への意見』（2004 年 9 月・郵政公社民営化委員会） ・機能別に分社化して民営化	経済財政諮問会議「政策金融改革の基本方針」（2005 年 11 月） ・8→1 機関に再編方針。商工組合中央金庫は民営化。 ↓ 海外経済協力に関する検討会 報告書（2006 年 2 月） 海外経済協力閣僚会議（仮称）新設 国際協力銀行の国際金融部門を新たな政府系金融機関に、円借款部門は、国際協力機構に統合。 ↓ 行政改革推進法案（2006 年 3 月） ・政策金融改革：平成 20 年までに一の機関設立 ・商工中金、政投銀は完全民営化。 市場化テスト法案（2006 年通常国会提出） 道路四公団民営化（2005 年 10 月 1 日） （2004 年 6 月 法案成立、6 会社に） 郵政民営化法案成立（2007 年民営化予定） ・郵便、貯金、簡保、窓口の 4 分社化。 ・地域店舗網にも一定の配慮 ・民営化準備会社に民間出身社長就任 郵政民営化委員会発足（2006 年 4 月） 「国民のための民営化」に向けた監視	総合的評価 ①政策金融 ○2002 年から持ち越された課題について改革の方向性が定まる。 ②市場化テスト △行政効率化に資することを期待されるが、多くの事業がテスト対象となるか否か、また、入札にあたっての公正な監理が課題に。 ③道路公団民営化 △経営の効率化は期待できるが、企業統治の面で課題が残る。また道路整備計画は法律で決定済。不採算路線は税金投入予定。国全体の資源配分から見た民営化の効果には限度がある。 ④郵政民営化 △経営効率化への道筋がついたが、各会社間株式持合い容認による一体経営の可能性、融資業務参入など経営拡大化路線が既存民間企業に与える影響が懸念される。
イ．公務員制度改革		『総理のリーダーシップに基づく行政改革の一層の本格化を望む』（2006 年 3 月・行政改革委員会） ・府省職員の国会待機の解消 ・官民人材交流基本法（仮称）の制定 ・行政監視組織の統合・改組 『夏季セミナー軽井沢アピール 2005』（2005 年 7 月） ・利益誘導の天下り受入自粛 『開かれた公務員制度の構築を』（2005 年 5 月・公務員制度改革委員会） ・評価制度の導入、労働基本権付与検討 ・政治任用（ポリティカル・アポインティ）導入	経済財政諮問会議「総人件費改革基本指針」決定（2005 年 11 月） ・定員を 5 年で 5 %純減、給与制度見直し →「行政改革の重要方針」閣議決定（2005 年 12 月） ・行政減量・効率化有識者会議設置（2006 年 1 月） 本年 6 月に結論予定。 →行政改革推進法案提出（2006 年 3 月） ・公務員総人件費削減	△人件費削減力、天下り問題への対処、人事評価制度の試行、給与の民間準拠方式の見直しなどが行われるようになった。ただし、いずれも抜本的な見直しには至っていない。更なる情報公開を通じて実態を明らかにしつつ、改革を進める必要がある。

項 目	同友会のこれまでの行動（提言等）	世の中の動き	評価
④対内直接投資の拡大	「国民生活の向上に資する対日直接投資の推進を」 （2005 年 4 月・対内直接投資拡大に関する P T） 提言Ⅰ：M&A 推進に向けた商法および税法の整備 (1)内外無差別の原則に基づき、外国法人による株式対価・三角組織再編を可能とするとともに、税制改正による株式譲渡益課税の繰り延べ (2)海外投資家へのキャピタルゲインに対する源泉課税については十分留意した運用 ・事業譲渡類似株式の譲渡益課税 ・民法組合等の外国組合員に対する源泉徴収制度 提言Ⅱ：国民が最も恩恵を期待できるヘルスケア分野の自由化 (1)医療機関経営にかかわる対内直接投資拡大 ・医療機関経営への株式会社参入による外国企業の資源・ノウハウの積極活用 ・混合診療解禁による最先端医療サービスの活用 (2)医薬品・医療機器にかかわる対内直接投資拡大 ・許認可体制の整備と迅速化による最先端の医薬品・医療機器の活用 ・世界・アジアの中心地となるための臨床試験環境整備 ・産学連携の推進による日本市場の魅力度向上 提言Ⅲ：中央・地方行政府ならびに関連機関の制度・組織改革と支援体制の構築 (1)対内直接投資担当大臣職の創設 (2)地方自治体の広域連携強化による誘致活動の推進 (3)更なる民間活力の活用 ・工業団地等現有遊休資産の戦略的活用 ・ソフト志向への転換と投資誘致の執行能力向上のための民間人の活用 提言Ⅳ：経済同友会としての今後の活動 ・JETRO や地方行政府に対する情報の提供、在日外国企業の経営者とのネットワークづくり、投資セミナーなどへの参画、同友会ポータルサイトに対内投資促進コラム創設、JETRO や地方自治体職員への出張研修、などを行う「対内直接投資推進委員会」を創設する。	小泉総理施政方針演説で「5 年間で対日投資残高の倍増を目指す」表明（2003 年 1 月、2001 年末 6.6 兆円→06 年末 13.2 兆円） 対日投資促進プログラム（5 分野 74 項目）（2003 年 3 月 対日投資会議:議長 小泉総理） <i>以下※印参照</i> 対日投資会議で、2011 年末の対日投資残高を GDP 比 5%（26 兆円程度）とする新目標を決定（2006 年 3 月） ※対日投資促進プログラム（5 分野・74 項目）（→現在は 87 項目） (1) 内外への情報発信 ①要人の外国訪問(トップセールス)等あらゆる機会を通じ、対日投資歓迎という日本の基本方針を積極的に外国に発信 ②対日投資が日本経済の活性化に果たす役割、重要性について、広く国民の理解を求める (2) 企業の事業環境の整備 ①国境を越えた合併・買収が容易に行えるよう国内制度を改善 ②企業情報の透明性、信頼性を高め、企業統治を強化 ③新規事業を始めることを容易にする ④公共サービスなど、より多くの分野で外国企業の能力が十分活用できるようにする ⑤対日投資を支援する法律のサービスを受けやすくする (3) 行政手続の見直し ①投資に必要な行政情報を一元化し、手続の簡素化、迅速化 ②ノアクション・レター制度及びパブリック・コメント制度の手続の活用を促進 (4) 雇用・生活環境の整備 ①多様な働き方に対応した労働市場の改革を推進。社会保障制度の二重加入及び保険料の掛け捨てを防ぐ ②入国、在留関係の制度を改善 ③インターナショナルスクールに關係する制度を整備。外国人留学生受け入れ環境の整備等を図る (5) 地方と国の体制・制度の整備 ①地方自治体は率先して積極的な外資誘致に努める ②構造改革特区制度を一層活用できるようにする ③対日投資促進について、国等の体制を整備する 2006 年 5 月会社法施行。但し、外国株式を使った三角合併の解禁は 2007 年 5 月に一年延期	○1994 年から総理をトップとする「対日投資会議」を設置し、「対日投資促進プログラム」をはじめ数々の対日投資促進策や対日 M&A 歓迎メッセージを発表するなど、政府の危機感と具体的な取り組みは評価できる。 ○「5 年間で対日投資残高の倍増を目指す」など数値目標も明示している他、2005 年 4 月には取り組みを加速化・強化すべき項目として 12 項目を列挙してメリハリをつけている。 ○対日投資会議の下の特設部会で毎年、プログラムの実施状況をフォローアップするなど PLAN-DO-SEE-CHECK サイクルは一応整っている。 △「5 年間で対日投資残高の倍増を目指す」数値目標（2001 年末 6.6 兆円→2006 年末に 13.2 兆円）について、政府は目処がついたとみるが、目標達成したとしても、欧米先進国と比べて依然低水準にとどまる。 △2007 年 5 月の外国株式を使った三角合併解禁で、外国企業による対日投資拡大が期待されるが、解禁に向けて「株式交換」の税制上の扱いが未整備（今後政府で検討予定）。

項 目	同友会のこれまでの行動（提言等）	世の中の動き	評価
⑤知恵と技術の開発	1. <u>技術開発</u> 『バイオテクノロジー発展のための緊急提言』 （2002 年 3 月・新技術戦略委員会） （1）総合国家戦略の策定 （2）バイオ研究開発の基盤整備 （3）パブリックアクセプタンスへの努力と倫理綱領の策定 2. <u>企業経営改善と労働能力向上等</u> 同友会では、企業経営の改善ならびに企業内での人材育成に向けた数多くの提言を行ってきた。また、労働能力の向上については、学校教育が大きく関わっていることから、「①労働力活用（若年）」「④教育の再建」の各提言を参照のこと。 『顧客価値創造と高効率経営による企業競争力の強化』（2004 年 4 月・企業競争力委員会） 『魅力ある日本の再生を促す TPLS 組織』（2005 年 3 月・魅力ある日本の再生と総合戦略を考える委員会） 『企業イノベーション』（2005 年 5 月・企業経営委員会） 『知的感性時代の人材マネジメント』（2005 年 6 月・人事制度改革委員会） 『CEO 交代プロセスのイノベーション』（2006 年 4 月・経営改革委員会） 『企業価値向上の実現に向けて』（2006 年 4 月・企業価値向上委員会）	1. <u>技術開発</u> 第3期(2006～2010)科学技術基本計画（2006 年 3 月） （1）基本理念 ・科学技術の政策目標の明確化 ・政府研究開発投資の実施(5年間で総額約 25 兆円) （2）科学技術の戦略的重点化 ・基礎研究の推進(多様性の苗床の形成等) ・政策課題対応型研究開発における重点化 → ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテク・材料 （3）科学技術システム改革の推進 ・人材の育成、確保、活躍促進 → 大学の人材育成機能の強化、など ・科学技術の発展と絶えざるイノベーションの創出 → 競争的環境の醸成、大学の競争力強化、など ・科学技術振興のための基盤の強化 → 研究教育基盤の構築、知的基盤の整理、など ・国際活動の戦略的推進(アジア諸国との協力など) 国の研究開発評価に関する大綱的指針（2005 年 3 月） 2000 年に策定された指針を以下の観点から見直し ・創造への挑戦を励まし成果を問う評価 ・世界水準の信頼できる評価 ・活用され変革を促す評価 2. <u>企業経営改善と労働能力向上等</u> 「新経済成長戦略」中間とりまとめ（2006 年 3 月） ① ヒト：人財力のイノベーション ・将来を担う人財への投資、「人財立国」 ② モノ：生産手段とインフラのイノベーション ・生産設備の新陳代謝促進、インフラの戦略的整備 ③ カネ：金融のイノベーション ・リスクマネーの活性化、金融資本市場の整備 ④ ワザ：技術のイノベーション ・先端分野での融合、産学官の協働 ⑤ チェ：経営力のイノベーション ・ヒト、モノ、カネ、ワザを最大限生かすための経営の強化	1. <u>技術開発</u> 総合的評価 ○ 総合科学技術推進会議を中心に議論が進められ、政策目標を明確化した第3期科学技術基本計画が策定されている。予算面での改革に加え、産学官の連携推進など。一定の成果が上がっている。 予算の改革 ○ 重点分野に対する選択と集中、競争資金の拡充が図られるなど一定の改革が進んでいる。 評価システムの改革 △ 研究開発の評価については「大綱的指針」に従って評価が行われているが、評価結果を研究開発の継続・見直しや資源配分の見直しに活用するよう徹底する必要がある。 2. <u>企業経営改善と労働能力向上等</u> △ 企業経営の改善については、個々の企業において進んでいると考えられる。労働能力の向上については、大学院における社会人の拡大などポジティブ要素はあるものの、ニート・フリーター問題を含めて、若年労働能力の低下が懸念される状況。

項 目	同友会のこれまでの行動（提言等）	世の中の動き	
			評価
⑥産業構造の転換	1. <u>起業・新事業創造</u> 『起業による新事業創造にむけて』 （2005 年 6 月・新事業創造委員会） (1)大企業の門戸開放 (2)公共市場の開放と起業育成 (3)税制による企業支援 (4)キャリア教育の充実 (5)社会の価値観を変える 2. <u>規制改革</u> 『例外なく、すべての民間提案をモデル事業に』 （2004 年 12 月・事業創造委員会） (1)すべての民間提案をモデル事業に採用 (2)2005 年度中に恒久的な法整備を実施 (3)対象を地方自治体や特殊法人にも拡大	1. <u>起業・新事業創造</u> 新産業創造戦略 2005（2005 年 12 月） ・重点分野の強化(燃料電池、情報家電、ロボット、コンテンツ、健康・福祉、環境・エネルギー、ビジネス支援) ・産業人材の強化、知的財産の保護強化 ・最低資本金規制の撤廃、ベンチャー出資制度の整備、エンジェル税制の拡充等の施策実施 新経済成長戦略中間とりまとめ（2006 年 3 月） ・アジアとの経済連携を強化 ・国際競争力のある産業の育成 ・地域経済の活性化、地域の自立化に向けた基盤整備 ・サービス産業の革新 健康・福祉、観光・集客、コンテンツ、育児支援、ビジネス支援、流通・物流分野のサービス産業強化 2. <u>規制改革</u> 規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申 （2005 年 12 月） ・市場化テストの本格導入→06 年通常国会に法案提出 ・官業の民間開放の推進→41 項目を民間開放 ・規制の見直し基準の策定等 ・横断的重点検討分野(少子化、外国人)の改革 ・医療、教育、農業等の主要官製市場改革 規制改革・民間開放推進 3 か年計画（再改定） （2006 年 3 月） ・市場化テストの速やかな本格的導入 → 社会保険庁、ハローワーク、統計調査、行刑施設等 ・官業の民間開放の推進 → 放置駐車違反車両の移動、保管、介護保険料・ 国税のクレジットカード払いによる納付等 ・少子化への対応 → 認可保育所への直接契約および利用者に対する 直接補助方式の導入、要保育認定制度の導入等 ・生活・ビジネスインフラの競争促進 → 当座預金業務を営まない銀行店舗の休業日の 自由化、公共放送の在り方全体を見直し等	1. <u>起業・新事業創造</u> △ 新産業創造戦略 2005 では、目標年限・アクションプランが明示された。一方、起業支援については、施策は打っているものの、国際比較という観点では低迷しているのが現状。 2. <u>規制改革</u> ○市場化テストについては、2004 年 12 月の同友会提言の通り、本格的な導入の実現に向かっている。その他の規制改革についても 1000 項目以上の改革が実現するなど着実に進展している。

項 目	同友会のこれまでの行動（提言等）	世の中の動き	
			評価
⑦輸入購買力の問題			
ア. 食料問題	『農業の将来を切り拓く構造改革の加速』—イノベーションによる産業化への道—（2004 年 3 月・農業政策委員会） ○今後 10 年程度で国内農業の構造改革を達成する<抜粋>構造改革が実現していない現段階で食料自給率の目標数値を掲げるべきではない。構造改革により強い農業を確立することこそが持続性のある食料自給の改善策である。 1. 法人営農の推進 ・法人営農を強い農業の中核的な担い手と位置付ける ・株式会社等の参入規制の撤廃・緩和（農業生産法人要件）構成員要件の総議決権規制と役員要件の農作業の従事にかかわる規制を撤廃すべき 2. 農地利用の効率化 ・特区での農地リース方式を全国展開し、株式会社による農地所有を早期に解禁すべき（農地法の改正—法人による農地借用・所有） 3. 技術開発の推進と利用 ・野菜工場、バイオを活用した品種改良、IT の活用など 4. マーケティングを駆使したブランド戦略の展開 5. 顧客基点の生産・流通構造の実現 ・多段階の流通ルート・農業協同組織のあり方を見直す 6. 直接支払制度の活用 ・政策スタンスを国際的に批判の多い「価格支持」から WTO でも容認されている「直接支払」へと転換すべき ・生産性向上に積極的に取り組む一定規模以上の経営体を対象に、時限的激変緩和措置として所得補償制度を導入 7. 都市との交流の促進 『農業経営体への直接支払制度の活用』—産業としての経営力強化を目指して—（2004 年 12 月・農業改革推進委員会） ○直接支払制度を活用するための環境整備 ・農地利用が弾力的に行えること ・農産物価格が市場メカニズムで決定されること ・納税者負担となるため、国民的理解を醸成すること ○直接支払の制度設計 ・稲作を中心とした土地利用型農業経営体に集中的に実施 ・対象は個人、農業生産法人、株式会社など幅広くする ・農業経営体の経営計画の合理性を審査する	食料・農業・農村基本計画（2005 年 3 月閣議決定） 食料自給率の目標 将来的にはカロリーベースの食料自給率を 5 割以上とすることを目指しつつ、10 年後の平成 27 年度には 45%を目標とする。生産額ベースでは 76%を目標とする ○自給率向上に向け重点的に取り組むべき事項 【消費面】①分りやすく実践的な「食育」や「地産地消」、②国産農産物の消費拡大、③国産農産物に対する消費者の信頼確保 【生産面】①経営感覚に優れた担い手による需要に即した生産促進、②食品産業と農業の連携強化、③担い手への農地の利用集積、耕畜連携による飼料作物の生産等効率的な農地利用 ○自給率向上に向けた取組の工程管理を実施。国・地方公共団体、農業者・農業団体、食品産業事業者、消費者・消費者団体などから成る協議会を設立。毎年、行動計画を策定し、関係者一体となった計画的な取組を推進 農業の持続的な発展に関する施策<抜粋> ○全農業者を一律に対象とする施策体系を見直し。認定農業者制度を活用して地域における担い手を明確化し、各種施策を集中的・重点的に実施。集落営農の推進 ○農業に参画する幅広い人材を育成・確保、新規就農促進 ○品目別の経営安定対策を見直し、担い手の経営全体に着目した品目横断的対策に転換する（2006 年通常国会） ○担い手への農地の利用集積を推進。耕作放棄地対策の強化。株式会社等のリース方式での参入を認める構造改革特区の全国展開。（⇒2005 年 9 月 改正農業経営基盤強化促進法、改正農地法施行） 経営所得安定対策等大綱 （2005 年 10 月、2006 年通常国会へ関連法案提出） ○品目横断的経営安定対策（2007 年産から導入）：これまで全農家を対象とし、品目毎の価格に着目して講じてきた経営安定対策を、担い手に対象を絞り、経営全体に着目した対策に転換。対象は一定規模以上の農家・農業法人等。農業経営体の集約で規模拡大と生産性向上を目指す 21 世紀新農政 2006（2006 年 4 月食料・農業・農村政策推進本部決定） ・「攻めの農政」の視点に立った国際戦略の構築と、国内農業の体質強化、食の安全・食育、新分野開拓に向けた取組を推進	総合的評価 ○2005 年 3 月の新たな基本計画では、農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増大など日本の農業・農村が危機的な状況にある中で、地域における担い手を明確化し、集中的・重点的に支援を行う政策方向が明示されている。すべての農家を一律に対象としてきた戦後の農政の政策転換といえる（99 年の新基本法による政策展開）。 食料自給率 △新基本計画では、自給率が上がらない要因を検証した上で、自給率向上に向けた取組の工程管理を打ち出している。 農地利用の効率化 ○株式会社等による農地経営について、リース方式での参入を認める構造改革特区の全国展開が実現（2005 年 9 月 改正農業経営基盤強化促進法、改正農地法施行）。 直接支払制度 ○新基本計画および経営所得安定対策等大綱では、品目別横断的経営安定対策を導入。全農家を対象に品目別の価格に着目して講じてきた対策を見直し、担い手の経営全体に着目し経営安定のための助成を行う直接支払制度の導入が明記された。

項 目		同友会のこれまでの行動（提言等）	世の中の動き	評価
	イ. エネルギー問題	『2030 年に向けたわが国のエネルギー戦略』（2006 年 2 月・地球環境・エネルギー委員会） - 原子力発電の安全確保にかかわる取組と信頼回復 - 原子力政策の国・地方自治体の役割分担 - 原子力発電の設備利用率の向上 - 高速増殖炉や次世代サイクル技術等の研究開発の推進等、国家戦略として原子力技術開発を推進 - 民活による東アジアのエネルギー消費効率向上 - 東アジアのエネルギー・セキュリティーの強化 『不断の潜在的エネルギー危機に備えよ』－冷たい平和（Cold Peace）下の中東情勢を踏まえて－（1997 年 5 月・環境・資源エネルギー委員会） - アジア・太平洋エネルギー産消対話機構設立 - 欧米諸国と産油国の多元的外交の展開 『地球温暖化問題の克服に向けての 8 つの提言』（2004 年 12 月・地球環境・エネルギー委員会） - 高効率機器・設備への置き換え - モーダルシフト促進 - CO2 削減の創意工夫を促す - 国民の意識変革に向けた教育 - エネルギー長期戦略確立 - 国内の環境技術の海外への移転 - 京都メカニズムを積極的に活用 - 世界各国が参加する枠組の構築 『地球温暖化防止に向けたわれわれの決意』（1999 年 2 月・環境・資源エネルギー委員会） - 省エネ製品の開発と普及 - 環境・エネルギー教育の充実 - 全社レベルで省エネに取り組む - サマータイム制度の早期導入 - 原子力発電推進に積極的関与と国民の理解 - エネルギー利用効率の向上と新エネルギー - 排出権取引、共同実施、CDM（クリーン・ディベロップメント・メカニズム）の柔軟性措置環境管理・環境会計	経済産業省総合資源エネルギー調査会需給部会 2030 年のエネルギー需給展望（答申）（2005 年 3 月） - 人口減少や産業構造の変化を受け、エネルギー需要が 2021 年度に頭打ちとなり減少に転じると予測 経済産業省・資源エネルギー庁 技術戦略マップ（エネルギー分野）超長期エネルギー技術ビジョン（2005 年 10 月） 2100 年までの長期的視野から、地球的規模で懸念される資源制約、環境制約を乗り越えるために求められる技術の姿を逆算 原子力政策大綱（2005 年 10 月） 核燃料サイクルの確立 - エネルギーについての多元外交：APEC、ASEAN+3、国際会議：IEA（国際エネルギー機関）IEF（国際エネルギーフォーラム）などで協力 新・国家エネルギー戦略中間とりまとめ（2006 年 3 月） 戦略の目標：①国民に信頼されるエネルギー安全保障の確立 ②エネルギー問題と環境問題の一体的解決による持続可能な成長基盤の確立 ③アジア・世界のエネルギー需給問題克服への積極的貢献 （2006 年 5 月に最終取りまとめ予定） 京都議定書（2005 年 2 月発効） 2013 年以降温暖化対策の対話の場設置で合意（2005 年京都議定書締約国会議） - クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ（2005 年 7 月立ち上げ）。米国（主催国）、豪州、中国、インド、韓国、日本が参加し、京都議定書の補完。第 1 回閣僚会合（06 年 1 月）実施 第三次環境基本計画（2006 年 4 月） - テーマは「環境・経済・社会の統合的向上」 2050 年を見据えた超長期ビジョンの策定を提示 - 可能な限り、定量的な目標・指標による進行管理 - 市民、企業など各主体へのメッセージの明確化 モーダルシフト：平成 15-16 年度アクションプログラム策定（国土交通省政策統括官付政策調整官（物流担当）） 省エネラベリング制度（2000 年～）対象商品拡大 小・中・高の学習指導要領でエネルギーに関する記述増加、エネルギー教育実践校の選定 サマータイム：「賛成」51.9%「反対」30.2%（内閣府世論調査、2005 年）	△排出削減のための産業界自主行動計画は、2004 年度も 90 年度比 0.5%減で目標達成（5 年連続）。一方、民生・運輸の伸び、原子力の停止により 2002 年の国内総排出量は 90 年比 7.6%増。 ○原子力政策大綱については、不祥事による信頼喪失を乗り越え、再評価の動き。 △国際的な枠組での環境問題やエネルギー問題についての協力進むが、産油国に対するバイイングパワーの結集には至らず。 ○京都メカニズム実施体制の改善（CDM実施の加速化） △環境問題について全世界的な取り組みが進むが、米国が京都議定書から離脱（2001 年）し、途上国（中・印含む）には削減義務がない。米・中・途上国参加の新しい枠組が必要。 ○「技術」開発・普及を通じた環境汚染、エネルギー安全保障、機構変動問題への対処を目的。参加 6 カ国の CO₂ 排出量は全世界の約半分。米・中・途上国を組み込める可能性あり。

項 目	同友会のこれまでの行動（提言等）	世の中の動き	
			評価
⑧社会保障制度改革	『本格的な少子高齢化時代にふさわしい社会保障制度の確立』 一半世紀を見通した持続可能な医療制度の抜本的改革を中心に－ （2005 年 4 月・社会保障改革委員会） 1．21 世紀の社会保障の理念 ・ 持続可能で、「自助」を基本とした社会保障制度とする ・ 国民皆保険を維持 ・ 経済財政の身の丈に合った保障により、安心と活力を両立 2．持続可能な社会保障制度を確立するための要点 ・ 国民負担率 40％程度の「効率的で小さな政府」を目指す ・ 現役、若年世代への過重な負担を回避、高齢者の応分負担により、世代間の不公平を解消 ・ 納税者番号制を早期に導入 3．個別改革案 ＜年金＞ ・ 1 階の基礎年金部分については、65 歳以上の全国民に月額 7 万円を支給。消費税を財源とし、年金目的税とする ・ 2 階部分は現行厚生年金に替えて、民間金融機関等による拠出立て私的年金へ ＜医療＞ ・ 国民皆保険制度を堅持 ・ 新たな高齢者医療制度を創設 ・ 混合診療の解禁 ・ 都道府県を軸に保険者を再編・統合し、将来の一元化を検討 ＜介護＞ ・ 比較的軽度な利用者については介護保険の対象から除外し、自己負担を少なくとも 2 割に引き上げる ・ 被保険者の安易な拡大には反対 ・ 重度者を受け入れる一定水準の施設を整備	年金制度改革法（2004 年 5 月成立） ・ 国庫負担率の引き上げ・マクロ経済スライド導入 ・ 保険料水準固定方式の導入 【附則】 公的年金の一元化に関する検討会 ・ 政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合性を図り、公的年金制度について必要な見直しを行う ・ 公的年金制度についての見直しを行うに当たっては、公的年金の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする 骨太の方針 2004（2004 年 6 月） ・ 社会保障制度全般について、一体的な見直しを開始する ・ 中期的な観点からの社会保障給付費の目標・税・保険料の負担や給付の在り方、公的に給付すべき範囲の在り方などの課題についての論点整理を行い、重点強化期間内（06 年度まで）を目処に結論を得る 介護保険法改正（2005 年 6 月） ・ 予防重視型システムへの転換 ・ 施設給付の見直し（居住費用や食費について患者負担の引き上げ等） 骨太の基本方針 2005（2005 年 6 月） ・ 引き続き社会保障の一体的見直しを推進する 医療制度改革・政府与党案（2005 年 12 月） ・ 5 年程度の給付費の目安目標を設定 ・ 生活習慣病の予防対策強化 ・ 平均在院日数を短縮 ・ 高齢者患者負担、食費や居住費の負担等の見直し ・ 新たな高齢者医療制度の創設 ・ 都道府県を軸に保険者の再編・統合、一元化を目指す ・ 診療報酬等の見直し 歳出・歳入一体改革中間とりまとめ（2006 年 4 月） ・ 将来世代に負担を先送りしない社会保障制度を確立する（社会保障番号・社会保障個人会計導入、安定的な財源確保、給付と負担の組合せ提示等）	総合的評価 △骨太の方針 2004 において、社会保障の一体的改革についての議論を開始するとあるが、なかなか具体的な議論にはいたらず、個別の改革論が中心となっている。 年金制度改革 △2004 年の改正は十分な議論がされずに成立した。先送りとなった公的年金一元化については、ようやく政府・与党が合意したが、積み残しとなった課題もある。また、未納・未加入問題についても未だ大きな改善は見られず、抜本的な改革についての本格的な議論が必要。 医療制度改革 △今国会で医療制度改革に関する法案が可決される予定だが、経済社会の有り様に見合ったマクロの管理目標を設けた上で、ミクロの施策を積み上げていく重層的な取組へ向けた議論がさらに求められる。 介護保険制度改革 △制度がスタートして 5 年が経過し、持続性の観点から給付の重点化や制度運用の効率化など、見直しが必要となっている。

項 目		同友会のこれまでの行動（提言等）	世の中の動き	評価
⑨財政再建				
ア. 歳入 (歳出歳入一体改革については次ページ)		『行財政抜本改革と公平・公正な税制の構築』 ー小さな政府と民間主体の活力ある経済社会の確立ー (2004 年 4 月・行財政改革委員会) ＜個人所得課税＞ 納税者番号制度導入（住民票コード利用） 源泉徴収から申告納税への転換 累進税率構造緩和／諸控除縮減で課税ベース拡大 N分N乗方式の導入 総合所得課税への転換 ＜法人課税＞ 法人税率の 5 %引き下げ 欧米並の欠損金の繰戻・繰越、償却制度 租税特別措置の白紙見直し ＜消費税制＞ 税率引き上げと複数税率の導入 インボイス制度の導入 免税点・簡易課税制度の全廃 消費税の毎月納付 エンジェル税制拡充 寄附税制拡充 ＜不動産税制＞ 不動産取引諸税の整理・合理化 固定資産税評価見直し、負担水準の軽減 住宅借入金に係る利子控除制度 『国民の信頼の回復と若者たちの夢を支えるシステム改革を』（2003 年 2 月・行財政委員会） 赤字法人課税：法人住民税の均等割を倍増 地方消費税を拡充する。 消費税の基幹税化（地方税・社会保障） 金融証券税制における二元的所得課税を確立 （将来的には総合所得課税） 『21 世紀の日本に相応しい税制のあり方』 ～持続可能な活力ある経済社会の実現のために～ (2002 年 07 月・行財政委員会) 法人実効税率の 35%への引き下げ 確定拠出型年金拠出限度額を引き上げ 配偶者控除と配偶者特別控除を廃止。 相続税に適用される控除を、必要な時に贈与税の控除として分割して適用。 有価証券譲渡損失の長期の繰越控除を可能に 有価証券の譲渡損益と他の金融商品の譲渡損益との通算を可能に。 法人間の受取配当については、全額益金不算入	＜個人所得課税＞ 定率減税が 2 分の 1 に（H17 年度改正） 配偶者特別控除の縮小（H15 年度改正） 老年者控除廃止（H16 年度改正） 寄附金控除の限度額引き上げ（H17 年度改正） 確定拠出年金拠出限度額引き上げ（H16 年度改正） 老人等マル優制度の廃止（H14 年度改正） 住民税率の一律化（10%）（H18 年度改正） ＜法人課税＞ エンジェル税制の適用期限が延長。（H17 年度改正） 欠損金繰越期間が 5→7 年に。（H16 年度改正） 連結納税導入（H14 年度改正） 連結付加税の廃止（H16 年度改正） 研究開発減税（H15 年度改正） →廃止（H18 年度改正） IT 投資減税（H15 年度改正） →縮小（H18 年度改正） ＜消費税制＞ 免税点制度の適用上限引き下げ 簡易課税制度の適用上限が引き下げ 総額表示方式の導入 毎月申告（いずれも H15 年度改正） ＜不動産税制その他＞ 土地・建物等の譲渡益課税軽減（H16 年度改正） 相続時精算課税制度の導入（H15 年度改正）	総合的評価 △課税ベースの拡大と簡素化が行われているが、抜本的な改革とはいえず、局所的な改革に止まっている。 ＜個人所得課税＞ △各種控除見直しや住民税率一律化による地域行政コスト負担の公平化は評価できるが、所得税のウエイトは高く、結果として直間比率はほとんど是正されず。所得税率構造は現行より多段階化。（4 段階→6 段階、H18 年度改正） ＜法人課税＞ △特別措置の見直し、および時代に適合した税制の導入（例：連結納税など）が行われたが、法人税率の引き下げは行われず。 ＜消費税制＞ △各種優遇措置の見直しは進んだが、税率引き上げ議論は停止中。（2007 年度には引き上げない。）

項 目		同友会のこれまでの行動（提言等）	世の中の動き	評価
	イ．歳出	『バランスシート改革のための 6 つの緊急提言』（2006 年 3 月・政府部門 B/S 改革プロジェクト・チーム） ・国の事業を徹底的に民営化、売却推進 ・公共用財産を地方に移管、住民の目線で活用、管理 ・将来負担すべき公的年金債務を国の貸借対照表に計上、公的年金改革を議論	＜行政改革推進法案＞ 行政改革推進法案（2006 年 3 月提出） ・総人件費：5 年で 5％以上の純減目標設定 ・特別会計：整理統廃合・効率化、特定財源見直し	＜行政改革推進法案＞ ○聖域部分についても着手し、改革の継続を担保している一方、具体策は今後決定。国民が納得できる削減が期待される。
		『特別会計ならびに特定財源の抜本改革に向けて』（2005 年 11 月・財政・税制改革委員会） ・特別会計：廃止・民営化、一般会計化 ・特定財源：暫定税率は本則に戻す 本則は廃止または一般財源化 『活力ある経済社会に向けた財政健全化の道筋』－歳出歳入構造の抜本改革と財政健全化法（仮称）の制定－（2005 年 4 月・行財政改革委員会） ・地方財政改革：三位一体改革と歳出削減・効率化 ・財政健全化法（仮称）の制定（歳出歳入一体改革で 2011 年度に基礎的財政収支を黒字化） ・複数年度予算制度の導入 『今後 10 年間の日本経済のシミュレーション』－長期金利上昇のリスクと経済政策－（2005 年 4 月・経済政策委員会） ・厳しい歳出削減を実行しても、負担増は不可避。→財政再建に早期着手（中長期にわたる漸進的なアプローチ、不測の事態には柔軟に運営） 『国民の信頼の回復と若者たちの夢を支えるシステム改革を』（2003 年 2 月・行財政委員会） ・公共事業改革（欧米並みの水準に削減） ・特別会計改革・特殊法人・財投の改革 ・持続可能な社会保障制度の確立 ・基礎年金を税方式化：7 万 円／月の新基礎年金支給 ・三位一体改革+歳出削減 ・徹底した情報開示・政策評価・監視体制の構築（日本版 G A O (General Accounting Office) 設立） ・財政規律を徹底させる法的枠組	＜財政再建＞ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005（2005 年 6 月） ・2010 年代初頭国・地方の基礎的財政収支の黒字化 国と地方が歩調を合わせて歳出・歳入一体改革を進め、基礎的財政収支改善に向けた中期的取組について、重点強化期間内にその結論を得る。 ↓ 歳出・歳入一体改革中間とりまとめ（2006 年 4 月） ・政府のスリム化で国民負担増を最小化 ・将来世代に負担を先送りしない社会保障制度を確立 ・資産売却によるバランスシートを圧縮 ・優先度を明確化し、聖域なく歳出削減を行う ＜公共事業＞ 一般公共事業費（国費） ・98 年：14 兆円（補正後）→05 年：7.5 兆円 国土交通関係の 9 本の長期計画を一本化 ＜予算制度＞ ・モデル事業（平成 16 年度予算から） 複数年度予算的な考え方の試行 ・国の財務書類（国の連結財務諸表、2005 年 12 月） ＜社会保障関係＞ ・年金：基礎年金国庫負担割合の引き上げ、保険料水準固定方式の導入、マクロ経済スライドの導入（2004 年）。厚生・共済年金一元化（閣議決定、2006 年 4 月） ・医療：医療制度改革関連法案提出（2006 年通常国会）。	＜財政再建＞ △プライマリーバランス改善時期の明示、方針が明確化された。 97 年の財政構造改革の経験を踏まえた論議の本格化が期待される。景気への配慮は評価できるが、PB 回復後の累積債務への対処方針の明示が期待される。 ＜公共事業＞ △公共事業費はコスト縮減などにより着実に縮減。談合事件は後を絶たないが、入札制度の改善検討は進む。道路特定財源の一般財源化については具体的な内容が提示されていない。 ＜予算制度＞ ○予算編成や公会計で様々な試みが行われており、今後の本格的な取り組みが期待される。 ＜社会保障関係＞ △年金給付の全体の伸びを抑制する仕組み等、既存制度の手直しが行われたが、社会保障の一体的かつ抜本的改革にはなっていない。また財源・診療報酬・医療提供体制の総合的な改革が必要。

項 目	同友会のこれまでの行動（提言等）	世の中の動き	
			評価
⑩総合国力の維持・向上			
ア. 外交力の向上	『東アジア共同体実現に向けての提言』（2006 年 3 月・アジア委員会） ・日本と中国・韓国 の首脳会議の早期実現 ・東アジア地域開発基金（仮称）の創設 ・東アジア共同体推進諮問会議（仮称）の創設 『今後の日本の国際協力について』－日本型モデルの提示を－（2006 年 2 月・日本の対外援助委員会） ・総理直属の国際協力総合戦略会議設立 ・国際協力庁の設立 ・実施機関の統合、国際協力推進機構設立 『自由貿易協定を核に東アジアの経済連帯を－日本は実現に向け、率先垂範すべし』（2003 年 4 月・東アジアの経済秩序を考える委員会） （対外）東アジアの経済連帯に資する ODA 政策 地域的安全保障への取り組み （国内）高付加価値産業の振興、新技術開発 物流強化、観光等サービス産業の高度化 『総理のリーダーシップに基づく行政改革の一層の本格化を望む』（2006 年 3 月・行政改革委員会） ・外交・安全保障問題に関する諮問会議の設置 『平和と繁栄の 21 世紀を目指して』－新時代にふさわしい積極的な外交と安全保障政策の展開を－（2001 年 4 月・外交・安全保障委員会） ・情報収集・分析機能の強化 ・緊急事態に即応できる法的枠組と体制の整備 ・国際的秩序形成過程への積極的参画	＜経済連携協定、東アジア＞ 経済連携協定：シンガポール、メキシコ、フィリピン、マレーシア、タイ、韓国、インドネシアと締結あるいは交渉中。 東アジアサミット開催（クアラルンプール、2005 年 12 月）：東南アジア諸国連合（ASEAN）、オーストラリア、中国、インド、日本、韓国およびニュージーランドが重参加。「東アジア首脳会議」の設置で合意。 グローバル戦略中間とりまとめ（2006 年 4 月、経済財政諮問会議） ・東アジア経済統合と日本のイニシアティブ ・企業のグローバル化と産業競争力の強化 ・より開かれた魅力的な国作り ・地域戦略とグローバルな共通課題への貢献 ＜ODA＞ 政府開発援助大綱改定（2003 年 8 月） ・国益重視路線を前面に打ち出す ・紛争地の和平プロセス促進支援にODAを活用 海外経済協力に関する検討会 報告書（2006 年 2 月） 海外経済協力閣僚会議（仮称）新設 国際協力銀行の国際金融部門を新たな政府系金融機関に、円借款部門は、国際協力機構に統合。 ＜情報収集および評価・分析＞ ・情報収集衛星打ち上げ：内閣官房情報調査室に「内閣衛星情報センター」設置（2003 年） ・外務省：国際情報統括官の下に 4 人の国際情報官を設置。地域専門官の活用、民間専門家の採用（2004 年） ・『対外情報機能の強化に向けて』（2005 年 9 月、対外情報機能強化に関する懇談会報告書、外務省） 在外公館への情報官配置、対外情報機関を外務省に設置することを提言。	＜経済連携協定、東アジア＞ △経済連携協定が進みつつあるが、交渉の進展が鈍い。サミットは東アジア諸国間で課題とビジョンについて共有する機会となったが、各国主導権争いなどまだ不透明な部分も多い。 ＜ODA＞ △世界の国々への貢献、総合安全保障政策の大きな柱として、財政状況が厳しい中でも世界 2 位の規模を維持。戦略性、機動性、透明性、効率性が十分とはいえない国際協力の実施体制については根本からの見直しが必要。 ＜情報収集および評価・分析＞ ○情報収集体制の構築は徐々に進みつつあるが、迅速で的確な分析、および情報部局間の連携が課題に。

項 目		同友会のこれまでの行動（提言等）	世の中の動き	評価
イ. その他		『今こそ「日本ブランド」の構築を』（2006 年 4 月・Yokoso! to Branding Japan 研究会） ・海外における包括的な対日イメージを継続的に測る仕組みの構築 ・世界に提供できる価値の明示化 ・ブランド戦略の実行 ・ブランド・マネジメント体制の構築 『日本の「ソフトパワー」で「共進化（相互進化）」の実現を』－東アジア連携から、世界の繁栄に向けて－（2005 年 2 月・世界における日本の使命を考える委員会） ・共進化（相互進化）の理念を民間主導で広める。 ・アジア共通通貨（EACU）の創設 『外国人が「訪れたい、学びたい、働きたい」日本となるために』（2002 年 10 月 23 日・「外国人をひきつける日本」研究会） 「訪れたい」日本： 観光産業への戦略的取り組み 訪日外国人誘致のためのインフラ整備 「学びたい」日本： 大学・大学院の改革 国費奨学制度等の改革 「働きたい」日本： 在留資格に日本版プラクティカル・トレーニング・ビザを、国際インターンシップ、インターナショナル・スクール充実	グローバル観光戦略（2002 年 12 月） ・外国人旅行者訪日促進戦略 「ビジット・ジャパン・キャンペーン」 2010 年までに 1,000 万人誘致を目標に活動 ・外国人旅行者受入れ戦略： 他国に遜色ない国際空港・港湾、アクセスの向上等 ・観光産業高度化戦略 外国人旅行者向けツアーの企画・開発等 ・推進戦略 官民一体となって推進する「戦略推進委員会」設置 ＜ソフトパワー関連＞ 『コンテンツビジネス振興政策』ソフトパワー時代の国家戦略（2004 年 4 月、知的財産戦略本部 コンテンツ専門調査会） ・ビジネス基盤の整備と業界の近代化・合理化の推進 ・活躍する者に光をあて、社会をリードするビジネスを目指す ・海外、新分野のビジネス等を大きく展開 『文化交流の平和国家』日本の創造を」（2005 年 7 月） （総理の私的諮問機関「文化外交の推進に関する懇談会」報告書） 基本理念：発信・受容・共生、文化交流推進体制の整備（東アジア重点） 留学生受入 10 万人計画（1983 年） →2003 年度に達成 ジェトロ国際インターンシッププログラム 1995 年度より開始。これまでに日本企業とのマッチングが成立した学生は 575 名、受入企業数は 108 社。	＜訪日外人＞ △誘致目標達成は困難な可能性あり（2005 年は 672.8 万人）

項 目	同友会のこれまでの行動（提言等）	世の中の動き	
			評価
⑪社会の活力と質の向上			
ア．犯罪対策	『安心の回復と安全の確保に向けて』 （1996 年 5 月・安全・安心と国家の役割を考える委員会） ＜「体感治安」の回復とコミュニティの再構築＞ 1．体感治安の回復に向けて ・無差別テロ犯罪等への対策 爆発物・化学・細菌・コンピューターなどに精通した専門家を擁する捜査チームを組織する等 ・銃器及び薬物犯罪への対策 銃器や薬物の密輸防止のための国際協力を一層強化する 2．安心の確保に向けて ・社会的規範意識の回復 学校教育、地域社会、家庭など様々な場を通じて基本ルールの再徹底を図る ・安全で安心なコミュニティの再構築 ・コミュニティ再構築のための市民活動 市民ボランティア育成専門機関の設立やボランティア特別警察官制度の検討など ・企業活動を通じての防犯水準の向上 ・マスメディアに求められる倫理基準 ・行政に期待する役割 行政の担うべき責任と地域社会が果たすべき役割について検討、各国の治安当局との情報交換や協力体制の整備など ＜地域に根ざした防災システムの構築と企業市民の役割＞ 1．防災対策における行政と民間の基本的な役割 2．日常のまちづくりによる危機管理の向上 3．企業の企業市民としての役割 4．地震保険について 5．行政の危機管理体制の強化	犯罪に強い社会の実現のための行動計画 （2003 年 12 月） ＜治安回復のための 3 つの視点＞ ・ 国民が自らの安全を確保するための活動の支援 ・ 犯罪の生じにくい社会環境の整備 ・ 水際対策を始めとした各種犯罪対策 ＜犯罪情勢に即した 5 つの重点課題＞ 1．平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止 ・ 地域連帯の再生と安全で安心な街づくりの実現 ・ 犯罪防止に有効な製品、制度等の普及促進 ・ 犯罪被害者の保護 2．社会全体で取り組む少年犯罪の抑止 ・ 少年犯罪への厳正・的確な対応 ・ 少年の非行防止につながる健やかな育成への取組 ・ 少年を非行から守るための関係機関の連携強化 3．国境を越える脅威への対応 ・ 水際における監視、取締りの推進 ・ 不法入国・不法滞在対策等の推進 ・ 来日外国人犯罪捜査の強化 ・ 外国関係機関との連携強化 4．組織犯罪からの経済・社会の防護 ・ 組織犯罪対策、暴力団対策の推進 ・ 薬物乱用、銃器犯罪のない社会の実現 ・ 組織的に観光される各種事犯の対策の推進 ・ サイバー犯罪対策の推進 5．治安回復のための基盤整備	総合的評価 △刑法犯認知件数は足下減少している一方で、犯罪が身近に起こるものとしての認識は広がり、体感治安は徐々に悪化している。 警察官の増員・強化 △地方警察官の増員は、足下、毎年 3000 人前後の規模で行われているも、欧米に比べて警察官一人当たりの負担人口は多い。 重要犯罪への対応 △足下 10 年で倍増した重要犯罪の認知件数が、2004 年になって若干減少した。 少年非行 △刑法犯検挙人員に占める少年の割合は足下減少したが、人口比（同年齢層 1000 人に対する検挙人数）で見ると戦後最悪だった 1980 年代前半と同水準まで少年非行は悪化している。 外国人犯罪 △対策は講じられているものの、入国者数の増加に伴い、検挙件数も増加傾向にある。 道徳観の再醸成 △犯罪者予備軍の芽を如何に摘み取ってしまうかの議論も必要。

項 目		同友会のこれまでの行動（提言等）	世の中の動き	評価
	イ．道徳立て直し	『21世紀宣言』 (2000年12月・21世紀宣言起草委員会) ＜パブリック・マインドの涵養＞ これからの人づくりにおいては、社会の一員としてのパブリック・マインドを高めることが重要な課題である。民主主義を定着させ、健全な社会を作っていくためには、他者への思いやり、自律・自助と自己責任の意識と行動、国民の国や社会に対する権利・義務・責任の意識など、パブリック・マインドをもった個を育てていく必要がある。我々は、人づくりの重要な課題として、パブリック・マインドの涵養という基本的な問題に、学校のみならず家庭・地域社会・企業が協力して地道に取り組んでいかねばならないと考える。	豊かな人間性の育成 - 中央教育審議会では、更なる義務教育の構造改革が検討されている。その中で、人間性の育成として、道徳教育の充実、奉仕・体験活動の推進、勤労観・職業観の醸成、キャリア教育の推進をあげている。 CSR（企業の社会的責任） - 企業は、単に収益を追求するのみでなく、社会を構成する企業として、社会への貢献や還元を行っていかなくてはならない存在であると考えられるようになり、CSRが普及している。 - また、企業は良き社会人を育てる役割も担うべきだと考えられるようになり、多くの企業が様々な取り組み（社会貢献活動への支援など）を始めている。	豊かな人間性の育成 △よき教育を施す家庭や地域のあり方の対応についても議論する必要がある。 CSR △欧米がCSRへの取り組みを先行する中、国内でもCSRの重要性に対する意識が高まり、企業の取り組みが広がり始めている。

項 目	同友会のこれまでの行動（提言等）	世の中の動き	
			評価
⑫地方行財政改革 ：地域主権確立への取り組み	『自ら考え、行動する地域づくりを目指して』 －地域主権確立への行財政改革の提言－ （2002 年 10 月・全国経済同友会・地方行財政改革推進会議） ○新しい地域像 「地域主導システム」による「個性と活力ある地域」の創生 ○地方行財政改革の具体策 ①行政単位を市・道州・国への再編 ②財政制度は、財源保障の最小化、自立・調整型財政制度の確立（全国画一的な行政サービスから地域毎に異なる住民ニーズの充足） ○2010 年度までに改革を完了するためには、歳出削減を含めた“四位一体”の改革を同時並行で進めることが不可欠 『新しい地域主権型システム実現に向けた提言』 『地方公務員制度改革への 10 の提言』 （2005 年 11 月・全国経済同友会・地方行財政改革推進会議） ○道州制の導入 ○2006 年度中に地方公務員法改正、など 『地方財政改革』 －地方交付税削減を改革の第一歩に－ （2005 年 4 月・地方行財政改革委員会） 1. 現行の地方交付税制度は、その本来の主旨に反して地方行政の自立的効率化を妨げており、抜本的改革が必要である。 2. 地方交付税の廃止を中心とした改革が急務である。「国の責任」で地方交付税の削減を行うことを提言する。 『基礎自治体強化による地域の自立』 －一律的・画一的から多様化・個性化推奨の地方行政へ－（2006 年 4 月・地方行政改革委員会） ○地方行財政改革の本格着手 ○第 2 期三位一体改革の確実な推進 ○基礎自治体の強化（30 万人・300 市）と広域行政（含：道州制）の検討の促進 ○企業経営の視点から歳出削減・効率化と自主財源を中心とする歳入増加による自治体の自立 ○各地域における歳出・歳入のガバナンス	＜地方分権＞ ○市町村合併の推進 ・ 3,232（1999 年 3 月末）→1,821（2006 年 3 月末） ○三位一体の改革 ・ 補助金の削減、国から地方への税源の移譲、地方交付税の削減を、2004 年度までに実施 ・ 3 兆円の補助金削減、税源移譲について、2005 年 12 月に国と地方が正式に合意 ・ 地方交付税の削減は 1 兆円に留まる ○竹中総務相は、地方分権の推進や地方財政の改革を検討する「地方分権 21 世紀ビジョン懇談会」を設置（2005 年 12 月） ○第 28 次地方制度調査会（内閣府） ・ 地方分権推進のための道州制のあり方等について答申（2006 年 2 月） ○地方分権 21 世紀ビジョン懇談会（総務省） ・ 今回の三位一体改革後の将来の地方分権の具体的な姿を議論 ○北海道道州制特区推進法案 ・ 地方支分部局が実施する 8 項目の事務を北海道知事に移譲。財政措置も講じる（今国会提出予定） ＜地域活性化＞ ○骨太の方針 2004（2004 年 6 月） ・ 地域再生の積極的展開（地方公共団体、住民や地域の民間企業等との協力の下に自主性と創意工夫を活かしながら、それぞれの地元の特性を踏まえた地域間競争を通じ地方経済の活性化を図る） ・ 都市再生の総合的な推進 ・ 地域の基幹産業等の再生・強化（農業の競争力強化・食料産業の活性化、観光戦略の強化等） ○地域再生法（2005 年 4 月施行） ・ 地方公共団体が地域再生計画を作成、国が認定 ・ 計画に基づいた地域再生に必要な事業に対して、課税の特例 地域再生基盤強化交付金 補助対象施設の転用手続きの一元化・迅速化の支援を特別措置として受けることができる	総合的評価 △地方分権を進めるにあたっては、同時に各地域における経済状況も勘案しつつ、総合的なアプローチが必要。 地方分権 ○行革大綱でうたわれた地方分権に向けた取り組みは、市町村合併、地方行革とも徐々に進展している。また、道州制のあり方についても議論が進められている。 △三位一体改革は、第一期改革が実現したということでは一歩前進を評価。しかしながら、将来ビジョン（ゴール）が明示されていないこと、大幅な権限委譲とそれに伴う税源移譲が進んでいないこと、交付税の抜本改革に着手していないことが、大きな課題。 地域活性化 △地域再生法が施行され、法に基づく再生計画が 400 以上にも上っており、広く活用されている。 △しかし、長期的な視点に立てば、産業の再配置なども含めて、総合的に議論する必要がある。

項 目	同友会のこれまでの行動（提言等）	世の中の動き	
			評価
⑬政治改革	『中央政府・政党の機能再構築』－マネジメント導入による国政執行機能の強化－（2006 年 4 月・政治委員会） ・国政と地方政治の分離 ・マネジメント導入による国政執行機能の強化（内閣委員会の設置、新「内閣府」への再編） ・政党法の制定、政党による政策秘書雇用 『わが国「二院制」の改革』－憲法改正による立法府の構造改革を－（2005 年 5 月・政治の将来ビジョンを考える委員会） 衆議院：「完全小選挙区制」への移行 「一票の格差」は、「1 対 1.5」倍を超えない 実質的な「通年国会」の実現 参議院：「逐条審議」を率先して行う 『政治の将来ビジョンを考える委員会意見書 さらなる政治改革の推進を』－ マニフェスト・サイクルを根付かせるために －（2004 年 3 月・政治の将来ビジョンを考える委員会） 与党：「マニフェスト」の着実な実行 各党：わかりやすい「マニフェスト」の策定 政党と政治家の不一致の解消 マニフェスト実施の監視 『憲法問題調査会意見書』 自立した個人、自立した国たるために （2003 年 4 月・憲法問題調査会） 象徴天皇制の堅持 「自衛権」の行使についての枠組を固める、有事法制整備 情報収集・分析体制の整備 『首相のリーダーシップの確立と政策本位の政治家の実現をめざして』 （2002 年 10 月・政治委員会） 与党政策責任者が閣僚を兼務 首相主導の組閣・人事を徹底する 経済財政諮問会議を強化、活用 各政党は政権政策（マニフェスト）を示す 総選挙で「単純小選挙区制」を導入 『市民参加の政治をめざして』 （2000 年 12 月・政治委員会） 選挙制度改革：投票価値の平等確保 国会と政治家に関わる改革：立法補佐機能強化 政治資金制度改革	自民党総務会 郵政民営化法案を多数決で可決 （長年の全会一致慣行が破られる） 公職選挙法改正（2003 年） ・補欠選挙を除く国政選挙では政党がマニフェストを選挙期間中に配布できるように。 マニフェスト検証 ・政党による自己検証 ・21 世紀臨調：マニフェスト検証大会 ・新聞、雑誌などによる検証 インターネットを使った選挙運動は未だ不可。 （「文書図画による選挙運動」は法律で認められた手段（選挙用ポスターや葉書など）以外は使用できず） ↓ 自民党の選挙制度調査会にワーキングチームを設置、通常国会で法案提出の動き 期日前投票制度創設（2003 年 12 月） ・選挙期日前の投票手続の簡素化 国会議員互助年金（議員年金）廃止 （2006 年 4 月施行） 自民党憲法草案発表（2005 年 11 月） ・戦争放棄の現九条一項は維持 ・交戦権否認の現九条二項は削除 ・国防と国際協力、災害派遣など公共の秩序維持を任務とする自衛軍の保持を明記 ・集団的自衛権の行使と海外での武力行使を容認 ・象徴天皇と国民主権を堅持 ・国に環境保全の責務、プライバシー権を創設など 国民投票法案（今国会提出か？） 憲法改正手続きの一環で、国民投票が行われることを規定（憲法第 96 条）	△総務会で全会一致ではなく、多数決に基づく意思決定されたが、今後も多数決が採用され続けるかは不明。 △マニフェストは定着しつつあるが、国政選挙以外は認められていない。（地方選挙でのマニフェスト配布は不可。）内容の具体性に欠ける記述が散見される。 △一票の格差問題は放置されたままで具体的な進捗が見られない。 ○時代の動きに合わせた憲法改正の動きは評価できる。

項 目	同友会のこれまでの行動（提言等）	世の中の動き	
			評価
⑭人口減少食い止め	『個人の生活視点から少子化問題を考える』 世代別価値観を踏まえた少子化対策提言 (2005 年 3 月・人口減少社会を考える委員会) ① 多様な家族やパートナーシップのあり方に関する問題提起 ・ 現在の結婚という形だけでなく、「一緒に生活する仲間」という多様なパートナーシップのあり方を描いておかななくてはならない ② 個人の生活視点からの少子化問題への提言 ・ 結婚、出産、育児などに関する「ファミリー教育」をすべての中学・高校教育の場で実施し、家族をつくることの意味、価値を啓蒙する ・ 教育費用の過重負担感の軽減と若者の自立支援のため、大学の授業料は本人が負担することを社会的常識とし、それを前提とした制度を整備する ・ 健全で多様な結婚紹介情報サービスを展開する ・ 子どもを持ちたくても持てない人へのサポートを強化する ・ 安心した出産のために、無痛分娩を含めた多様な出産方法を普及させる ・ 20 代の若年層の出産カップルに出産費用 40 万円を支給するなど、出産から乳幼児時期にかかるコスト負担を軽減する ・ 育児を過重な負担としないよう、母親一人がすべてを抱え込まなくても良い環境を整備する ・ ワーキング・マザー（ファザー）が仕事と育児を両立できる環境を整備する ③ 人口減少社会における企業経営者の責任 ・ ひとりひとりの従業員が、子どもを育てながら同時にいきいきと仕事することが出来る職場環境を整えること、即ち「ワークライフバランス」に配慮した企業経営の実践 ・ 多様な人材資源を有効に活かすマネジメント、即ち「ダイバーシティ・マネジメント」を実践する	少子化社会対策基本法（2003 年 7 月成立） 少子化対策担当大臣の設置（2003 年 9 月） 少子化社会対策大綱（2004 年 6 月） ・ 若者の自立とたくましい子どもの育ち ・ 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し ・ 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解 ・ 子育ての新たな支え合いと連帯 少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画（子ども子育て応援プラン）（2004 年 12 月） ・ 若年者試用（トライアル）雇用の積極的活用 ・ 全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動の実施 ・ 企業の行動計画策定・実施の支援と好事例の普及 ・ 個々人の生活等に配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取り組みの推進、仕事と生活の調和キャンペーンの推進 ・ 保育所、児童館、保健センター等において中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供 ・ 全国の中・高等学校において、子育て理解教育を推進 ・ 地域の子育て支援の拠点づくり（市町村の行動計画目標の実現） ・ 待機児童ゼロ作戦の更なる展開（待機児童が多い 95 市町村における重点的な整備） ・ 児童虐待防止ネットワークの設置 ・ 子育てバリアフリーの推進（建築物、公共交通機関及び公共施設などの段差解消、バリアフリーマップの作成） 少子化社会対策の一層の推進方針について（2005 年 10 月） ・ 子ども子育て応援プランを推進するべく、少子化社会対策推進専門委員会を設置（少子化対策担当大臣主宰）	総合的評価 ○少子化担当大臣をおく等、省庁横断的に対策に取り組み始めたことは評価できる。 △一方で、少子化対策の予算は各省庁で手当てすることになっており、少子化対策全体として十分な予算が手当てできていない。 仕事と家庭の両立支援 ○次世代育成支援対策法により、地方自治体や事業主に、仕事と子育ての両立ができる雇用環境の整備を促している。 △一方で、男性の育児休暇の取得率は依然として 1%未満であるなど制度の利用実態や、長時間労働慣行などのワーキングカルチャー改善に目を向ける必要がある。 △特に都市部での保育所不足は依然として深刻な問題となっており、女性の仕事への復帰を妨げる 1 つの要因となっている。 経済的支援 △児童手当や出産にかかる給付の拡充がされるも、欧州各国に比べると、少子化対策の規模が比較的小さい。 若年者対策 ○初等・中等教育の段階から、子育てのすばらしさを教える動きが広まってきている。